

令和4年4月吉日

保護者の皆様へ

豊橋市立下条小学校長
鈴木 立子

豊橋市に暴風警報、特別警報等が発令された場合の登下校・授業について

1 「暴風・暴風雪警報」が発令された場合

- (1) 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行います。
- (2) 午前6時00分を過ぎても解除されない(6時00分を過ぎて解除された)場合は、当日は授業を行いません。

2 「特別警報」が発令された場合

- (1) 授業は行いません。(登校しない。)
- (2) 解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等を考慮し、安全に登校させようと判断できるまでは登校しません。

3 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発令された場合

- (1) 原則として、平常どおり授業を行います。
※地域や場所によっては道路が浸水して登校しにくいことが考えられます。その際は無理をせずに、その旨を学校にご連絡いただき、安全が確保されてから登校するようにしてください。
- (2) 状況によって登校が危険と思われるときは、登校以前に授業の有無を決定し、配信メールによりそれぞれの家庭に連絡します。

4 登校後に、警報が発令された場合

- (1) 「暴風・暴風雪警報」, 「特別警報」のとき
 - ・発令時にはその時点で即刻授業を中止します。災害の状況及び気象・通学路の状況等を考慮し、すみやかに下校させます。 ※
- (2) 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発令された場合
 - ・平常どおりの授業を行います。しかし、気象状況等によって危険と思われる時、授業を中止してすみやかに下校させます。

※ 登校後に、警報が発令された場合⇒(1), (2)とも配信メールにより、それぞれの家庭に連絡します。児童の下校は、「緊急時児童引き渡しカード」に登録されている方法で行います。しかし、状況がより危険な場合は、児童を学校で待機させます。その場合は、保護者による引き取りになりますので、よろしくお願いいたします。
なお、放課後子ども教室も中止となります。

※緊急のメールが届いた時には、近隣の方で情報を共有していただきますようお願いいたします。
※「緊急時児童引き渡しカード」の記載事項を確認してください。

目につくところに貼っておいてください